

公 示 日 : 2023 年 5 月 17 日 (水)

調達管理番号 : 23a00186

国 名 : パラグアイ

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第一グループ第三チーム

調 達 件 名 : パラグアイ国小規模農家の輸出農作物安全性向上プロジェクト
終了時評価調査 (評価分析)

適用される契約約款 :

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務 (役務) が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 【担当業務、格付等】

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号~4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2023 年 6 月下旬から 2023 年 8 月上旬
- (2) 業務人月 : 現地 0.73、国内 0.50、合計 1.23
- (3) 業務日数 : 準備期間 現地業務期間 整理期間
5 日 22 日 5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見積書提出部数 : 1 部
- (3) 提出期限 : 2023 年 5 月 31 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ
◇ 専用アドレス (e-propo@jica. go. jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月)」の「別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メー

ルが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年6月9日（金）までに個別通知します。
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務経験の分野	各種評価業務（中南米地域における評価の経験を重視する）
対象国及び類似地域	中南米地域及び全途上国
語学の種類	英語（西語ができることが望ましい）

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

農業が基幹産業であるパラグアイでは、農業従事者のうち約 85%を占める小規模農家が収益性の低い伝統的作物（豆類、トウモロコシなど）の栽培に従事している。

1990 年代より小規模農家向け換金作物として収益性の高いゴマ栽培が広がり始め、ゴマは小規模農家にとって重要な収入源となった。またパラグアイ産のゴマはその品質の高さから日本市場で高い評価を受け、2008 年にはゴマの対日最大輸出国となった。しかし残留農薬の問題が発生し、我が国の厚生労働省による検査命令の対象となったことに加え、同時期に土壤病害等によるエスコバ種の生産性や品質の低下問題が発生し、さらにアフリカとの競合もあり、パラグアイ産ゴマの競争力は低下した。

こうした問題の解決を図るべく、パラグアイ政府はゴマの優良種子生産強化に加え、農産物の輸出前検査を担う国立植物・種子品質・防疫機構（Servicio Nacional de Calidad y Sanidad Vegetal y de Semillas: SENAVE）の残留農薬検査能力の強化を打ち出した。と同時に、生産面での適切な農薬使用の徹底などの輸出用農産物の安全管理やトレーサビリティの確立にも取り組むべく、我が国に本事業への協力を要請した。

プロジェクトでは残留農薬をはじめとする各種検査体制の強化、作物残留試験の実施、農家に対するゴマ生産・収穫時の農薬使用や保管の指導等を通じ、海外への輸出品としてのゴマの品質向上に成功した。また、日本政府に対し、ゴマの残留農薬基準値の改定に資するデータを提供するなど、大きな成果を上げ、新たにバナナの残留農薬に関する検査を活動に追加した。現在、チーフアドバイザー及び業務調整員の 2 名が長期専門家として派遣されており、コロナによる事業の一時中断後、8 か月の期間延長を経て 2023 年 8 月に終了する予定である。

本調査は、これまでのプロジェクトの活動実績と成果およびパラグアイ政府への提言を行うとともに、今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的として実施するものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2023年6月下旬）
- ① 既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
 - ② 既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価6基準ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文または西文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
 - ③ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関、その他パラグアイ側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（和文または西文）を提案する。
 - ④ 対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地業務期間（2023年7月上旬～2023年7月下旬）
- ① JICAパラグアイ事務所等との打合せに参加する。
 - ② プロジェクト関係者に対して、本調査の評価手法について説明を行う。
 - ③ パラグアイ側C/Pと協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
 - ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
 - ⑤ 国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びパラグアイ側C/P等とともに評価6基準の観点から評価を行い、評価報告書（案）（和文または西文）の取りまとめに協力する。
 - ⑥ プロジェクトの合同調整委員会（JCC）に参加し、評価案を発表するとともに同委員会での協議を踏まえた報告書の最終化のとりまとめに協力する。
 - ⑦ 協議議事録（M/M）（西文または英文）の作成に協力する。
 - ⑧ 現地調査結果のJICAパラグアイ事務所等への報告に参加する。

¹ [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

- (3) 帰国後整理期間（2023年7月下旬～2023年8月上旬）
- ① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。
 - ② 帰国報告会に出席する。
 - ③ 担当分野の終了時評価調査報告書（案）（和文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2023年8月7日（月）までに提出。

次の①～③及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出する。

- ① 評価報告書（和文／西文）
- ② 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）
- ③ 担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」の「X. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇄ドバイ、カタールまたはフランクフルト⇄サンパウロ⇄アスンシオンを標準とします。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2023 年 7 月 8 日～2023 年 7 月 29 日を予定しています。本業務従事者は、JICA の調査団員に 10 日間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA パラグアイ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対するレンタカーの手配 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上：英語 (または日本語) ⇄西語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィス内の執務スペース提供 (ネット環境完備)

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第三チームから配付しますので、edga1@jica. go. jp 宛にご連絡ください。

- ・プロジェクトモニタリングシート
- ・長期専門家業務完了報告書

(3) その他

① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況に

については、JICA パラグアイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上